

## 所得税、市・県民税の主な改正

### 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が、次の表のとおり段階的に引き下げられます。

|               |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|
| 所得税対象年        | 25～27   | 28      | 29～     |
| 市・県民税対象年度     | 26～28   | 29      | 30～     |
| 上限額が適用される給与収入 | 1,500万円 | 1,200万円 | 1,000万円 |
| 給与所得控除の上限額    | 245万円   | 230万円   | 220万円   |

**日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化**  
日本国外に居住する親族（国外居住親族）に係る扶養控除などの適正化の観点から、所得税の確定申告や個人住民税の申告などにおいて、国外居住親族に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除（16歳未満の扶養親族含む）の適用を受ける人は、①と②の添付または提示が必要になります。  
なお、給与・公的年金などの源泉徴収や、給与などの年末調整の際に源泉徴収義務者に提出または提示済みのときは、確定申告書、市・県民税申告書への添付または提示の必要はありません。

### ①親族関係書類

次のいずれかの書類で、国外居住親族が納税者の親族であることを証明するためのものです。

▼納税者の国外居住親族が日本人の場合  
戸籍の附表の写し、または国・県・市区町村が発行した書類と国外居住親族の旅券の写し

▼納税者の国外居住親族が外国人の場合  
外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で国外居住親族の氏名、生年月日、住所などの記載があるもの

②送金関係書類  
次のいずれかの書類で、納税者がその年に国外居住親族の生活費や教育費に充てるために支払ったことを証明するためのものです。  
○金融機関の書類またはその写しで、その金融機関が行う為替取引により、納税者から国外居住親族に支払ったことを明らかにする書類（送金依頼書など）  
○クレジットカードの発行会社が発行した書類またはその写しで、納税者のクレジットカードを国外居住親族が使用して商品などを購入したことを明らかにする書類（クレジットカード利用明細書など）

**問い合わせ先**  
●成田税務署  
☎(28) 51511  
●課税課市民税班  
☎(93) 0443

## 社会保険料控除用納付済通知書などの送付

平成28年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。

各関係機関から次の納付済通知書などが送付されますので、申告時に利用してください。  
▼国民健康保険税納付済通知書  
▼後期高齢者医療保険料納付額確認書

▼介護保険料納付額確認書  
市から1月下旬に発送します。これらの書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。  
▼国民年金保険料の納付証明書  
平成28年10月1日以降、初めて納付した人に日本年金機構から、2月上旬に送付されます。年金保険料で、社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書や領収証書の添付などが義務付けられています。

**問い合わせ先**  
●国民健康保険税について：  
納税課管理班  
☎(93) 0434  
●国民年金課国民保稅班  
☎(93) 4084  
●後期高齢者医療保険料について：  
国保年金課高齢者医療年金班  
☎(93) 4085  
●介護保険料について：  
高齢者福祉課介護保険班  
☎(93) 4980  
●国民年金保険料について：  
日本年金機構ナビダイヤル  
☎0570(003)004  
(月)金曜日の午前9時～午後7時  
※第2土曜日は午前9時～午後5時

## おむつの医療費控除

おむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

**おむつ代で医療費控除を受けるときは**  
次の書類を用意して確定申告をしてください。  
○おむつ代の領収書  
○おむつ使用証明書  
(医師が発行します。なお、様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

### 2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりに『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書（以下、「確認書」）を高齢者福祉課窓口で交付しています。対象  
次の全ての要件を満たす人  
○介護保険の要介護認定を受けている人  
○『障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）』の記載がB1、B2、C1、C2のいずれかの人  
○『尿失禁の可能性』の記載が『あり』の人  
○主治医意見書が、平成28年または、平成27年（※）に作成されている人  
※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合に限る  
■注意事項 確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

●高齢者福祉課介護認定班  
☎(93) 4980

## 要介護認定を受けている高齢者に「障害者控除対象者認定書」を発行します

●申請先 高齢者福祉課高齢者施策推進室 ☎(93) 4981

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、申請により『障害者控除対象者認定書』を発行しています。

この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出すると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

なお、要介護認定を受けている人の全てが該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせてください。

- 対象 次の要件を全て満たす人
- 平成28年12月31日時点で、65歳以上の人
- 要介護認定を受けている人（要介護1～5）で、次の表1または表2の判定基準により、それぞれの「ランク」に該当する人
- 申請方法 次のものを持参し、直接窓口へ  
印鑑、介護保険被保険者証

表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

| 認定区分  | 障害事由            | ランク | 判定基準   |
|-------|-----------------|-----|--|
| 特別障害者 | 身体障害者(1・2級)に準ずる | C2  | 日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている      |
|       |                 | C1  | ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうち体位を変えることができる                                       |
|       |                 | B2  | 生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排せつなどについても介助者の援助を要する                         |
|       |                 | B1  | 生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排せつはベッドから離れて行うことができる                 |
| 障害者   | 身体障害者(3～6級)に準ずる | A2  | 寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない                     |
|       |                 | A1  | 寝たり起きたりはしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する |

表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

| 認定区分  | 障害事由              | ランク   | 判定基準  |
|-------|-------------------|-------|---|
| 特別障害者 | 知的障害者(重度・最重度)に準ずる | M     | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする                    |
|       |                   | IV    | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする             |
|       |                   | III b | 夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする     |
|       |                   | III a | 日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする     |
| 障害者   | 知的障害者(軽度・中度)に準ずる  | II b  | 家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる |
|       |                   | II a  | 家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる  |